仕様書(入札番号2)

1 名 称

令和7年度八頭県土整備事務所が所管する公用車の車検及び定期点検業務

2 業務の範囲

別表1から別表5まで(以下「各表」という。)の区分欄ごとに次に掲げる業務(以下「この業務」という。)

(1) 基本点検項目に係る業務

道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第62条の規定に基づく継続 検査(以下「車検」という。)及び同法第48条の規定に基づく定期点検整備(以下「定期点検」とい う。)に係る業務で、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号。)及び道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号)に適合するものとして、各表の基本点検項目の項において入札対象 としているもの

(2) 追加点検項目に係る業務

車検及び定期点検(以下「点検等」という。)に係る(1)以外の業務で、各表の追加点検項目の項において入札対象としているもの

(3) その他に係る業務

点検等に係る(1)以外の業務で、各表のその他の項において入札対象としているもの

3 車種(種別)、登録番号、点検等の種類及び業務番号

車種 (種別)	登録番号	点 検 等 の 種 類	業務
			番号
散水車(特種)	鳥取800は843	定期点検(3か月点検)	1
		令和7年9月実施	
		車検(法定費用の支払を含む。)	2
		有効期限 令和8年3月18日	
路面清掃車(特種)	鳥取800は1030	定期点検(3か月点検)	3
		令和7年9月実施	
		車検(法定費用の支払を含む。)	4
		有効期限 令和8年3月9日	
散布車(特種)	鳥取800は624	車検(法定費用の支払を含む。)	5
		有効期限 令和7年11月13日	
		定期点検(3か月点検)	6
		令和8年2月実施	
	鳥取800は778	車検(法定費用の支払を含む。)	7
		有効期限 令和7年11月13日	
		定期点検(3か月点検)	8
		令和8年2月実施	
	鳥取800は799	車検(法定費用の支払を含む。)	9
		有効期限 令和7年10月30日	
		定期点検(3か月点検)	10
		令和8年1月実施	

4 部品の交換及び調整等

(1) 受注者は2の業務の実施において、国の定める保安基準への適合等のため、この業務の対象とならない部品の交換、調整等(以下「対象外部品交換等」という。)が必要な場合には、発注者とその内容について協議しなければならない。

なお、発注者は対象外部品交換等が必要と判断した場合は、当該費用をこの業務の対象外経費として、 別途発注等の手続きを行う。

(2) 点検整備に使用する部品は原則として純正品とする。 受注者は、やむを得ず純正品以外の部品を使用する場合は、JIS 規格品又は同等品を使用することと

- し、当該部品の使用についてあらかじめ発注者の了解を得なければならない。
- (3) 2の業務の作業のうち、発注者が指定するものについては、作業前後・作業中の写真を発注者へ提示し、発注者の確認を受けなければならない。

5 納入場所

鳥取県八頭県土整備事務所車庫(鳥取県八頭郡八頭町郡家100番地) 又は鳥取県八頭県土整備事務所特殊車両車庫(鳥取県八頭郡八頭町郡家380番地6) 散布車の3か月点検においては、除雪業務に係る保管位置(別表4による)

6 その他

- (1) 受注者は、3の表の業務番号ごとに、点検等に係る業務の完了後、直ちに業務完了報告書(点検整備 記録簿)を発注者に提出し完了検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は (1) の完了検査に合格したときは、当該業務に要する費用を発注者に請求することができる。
- (3) 車検に係る法定費用(重量税及び検査手数料)については、受注者において検査機関に対する支払事務を行うものとする。

なお、受注者は(2)にかかわらず、法定費用については発注者に前金払の請求をすることができる。 法定費用の領収書等は、業務完了報告書(点検整備記録簿)に添付して提出しなければならない。

(4) 納期は、車検については表中該当当日まで、定期点検については表中点検予定月末日までを標準とする。

< 車 検 > 散水車【鳥取800は843】 路面清掃車【鳥取800は1030】

区分	【扁取800は843】 路面清掃車【扁取800 内 容	摘 要	
	13 年		
		【点検整備記録簿】	
		普通貨物、軽特種、小型普通特種	
		(点検基準「自家用貨物自動車等	
	 点検項目の詳細については、「点検整備記	別表第5」による。)	
基本点検項目	録簿」の該当項目とする。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		特種用途、大型貨物、大型特殊、大	
		型特種(建設機械)	
		(点検基準「事業用自動車等 別表	
		第3」による。)	
	上記基本点検費用以外の項目		
	○印部分のみ実施		
	□ エンジンオイル交換(オイル、交換作業)		
	ブレーキオイル交換(オイル、交換作業)		
	○ エアエレメント清掃		
	エアエレメント交換(エレメント、交換作業)		
	○ ベルト点検調整		
	○ ホイル脱着	該当点検整備費用・・・入札対象	
\0.10 F4A+T-0	取付け後は合いマーク施工	(○印) - (注) 左記該当項目 (○印) 以外の 部品の交換等に係る費用・・・入札対 象外	
追加点検項目	燃料エレメント交換(エレパント、交換作業)		
	○ 尿素水システムフィルター交換		
	(フィルター、交換作業)		
	○ 4輪軸受べアリンググリス交換、シール交換		
	(グリス、シール、交換作業)		
	○ ブレーキ清掃調整		
	タイヤ空気圧調整		
	○ バッテリー比重点検		
	灯火回り点検		
	電気機器点検		
	○ エンジン及びシャシスチーム洗浄		
	シャシブラック塗装(塗料、塗装作業)		
	○ 車体グリスアップ (グリス、補充作業)		
	車検代行手数料		
	保安確認点検費用	42	
その他	車両運搬・引取納車費	入札対象	
	法定費用(重量税及び検査手数料)		
	法定費用支払事務手数料		

- ※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。
 - 1 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し、法定費用(重量税及び検査手数料)の領収書
 - 2 点検整備記録簿の写し
 - 3 上記〇印整備状況写真

< 車 検 > 散布車

【鳥取800は624】【鳥取800は778】【鳥取800は799】

区 分	内 容	摘要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目とする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通貨物、軽特種、小型普通特種 (点検基準「自家用貨物自動車等 別表第5」による。) 特種用途、大型貨物、大型特殊、大型特種(建設機械) (点検基準「事業用自動車等 別表 第3」による。)
追加点検項目	上記基本点検費用以外の項目 ○印部分のみ実施 ○ エンジンオイル交換(オイル、交換作業) ○ オイルエレメント交換(ロルル、交換作業) ○ フロントキャリパーキット、リヤホイールシリンダカップキット交換(キャリパーキット、カップキット、交換作業) ○ ブレーキオイル交換(オイル、交換作業) ○ エアエレメント清掃 エアエレメント交換(エルルト、交換作業) ○ ベルト点検調整 ○ ホイル脱着 取付け後は合いマーク施工 ○ 燃料エレメント交換(エルルト、交換作業) □ 尿素水システムフィルター交換(フィルター、交換作業) ○ 水料エレメント交換(ブリス、交換作業) ○ オ輪軸受ベアリンググリス交換、シール交換(グリス、シール、交換作業) ○ ブレーキ清掃調整 ○ タイヤ空気圧調整 ○ バッテリー比重点検 ○ 灯火回り点検 ○ 電気機器点検 エンジン及びシャシスチーム洗浄シャシブラック塗装(塗料、塗装作業) 車体グリスアップ(グリス、補充作業)	該当点検整備費用・・・入札対象 (〇印) (注) 左記該当項目 (○印) 以外の 部品の交換等に係る費用・・・入札対 象外
その他	車検代行手数料 保安確認点検費用 車両運搬・引取納車費 法定費用(重量税及び検査手数料) 法定費用支払事務手数料	入札対象

- ※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。
 - 1 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し、法定費用(重量税及び検査手数料)の領収書
 - 2 点検整備記録簿の写し
 - 3 上記〇印整備状況写真

< 3ヶ月点検 >散水車【鳥取800は843】路面清掃車【鳥取800は1030】

区分	内容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記 録簿」の該当項目とする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通貨物、軽特種、小型普通特種 (点検基準「自家用貨物自動車等 別表第5」による。) 特種用途、大型貨物、大型特殊、大 型特種(建設機械) (点検基準「事業用自動車等 別表 第3」による。)
追加点検項目	上記基本点検費用以外の項目 〇印部分のみ実施 〇 エアエレメント清掃 〇 ベルト点検調整 ○ 車体グリスアップ (グリス、補充作業) ○ タイヤ空気圧調整 ○ バッテリー比重点検 ○ 灯火回り点検 ○ 電気機器点検	該当点検整備費用・・・入札対象 (〇印) (注)左記該当項目 (○印) 以外の 部品の交換等に係る費用・・・入札対 象外
その他	車両運搬・引取納車費	入札対象

- ※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。
 - 1 点検整備記録簿の写し
 - 2 上記〇印整備状況写真

< 3ヶ月点検 >散布車

【鳥取800は624】【鳥取800は778】【鳥取800は799】

区分	内 容	摘 要
基本点検項目	点検項目の詳細については、「点検整備記 録簿」の該当項目とする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通貨物、軽特種、小型普通特種 (点検基準「自家用貨物自動車等 別表第5」による。) 特種用途、大型貨物、大型特殊、大 型特種(建設機械) (点検基準「事業用自動車等 別表 第3」による。)
追加点検項目	上記基本点検費用以外の項目 〇印部分のみ実施 〇 エアエレメント清掃 〇 ベルト点検調整 ○ 車体グリスアップ (グリス、補充作業) ○ タイヤ空気圧調整 ○ バッテリー比重点検 ○ 灯火回り点検 ○ 電気機器点検 ○ 散布装置点検 ○ 散布装置がリスアップ (グリス、補充作業)	該当点検整備費用・・・入札対象 (〇印) (注) 左記該当項目 (○印) 以外の 部品の交換等に係る費用・・・入札対 象外
その他	車両運搬・引取納車費 鳥取 800 は 624 若桜町 鳥取 800 は 778 智頭町 鳥取 800 は 799 人頭町	入札対象 (注)除雪期間の車両配置位置は左 記の予定

- ※ 業務完了報告時には下記書類を提出すること。
 - 1 点検整備記録簿の写し
 - 2 上記〇印整備状況写真